

# I 市町村の現況及び将来の見通し

## 1 全国的な市町村を取り巻く環境の変化

### (1) 地方分権の進展

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係は、対等・協力を基調とする新しい関係へと転換された。地方分権の時代を迎え、住民に最も身近な市町村には、自己決定・自己責任の原則に基づき、住民とのパートナーシップのもと、個性豊かな地域社会を築いていくことが求められることとなった。

この地方分権の流れをさらに加速させるべく、平成19年4月に地方分権改革推進法が施行された。国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、地方公共団体自らの判断と責任における行政運営の促進を図ることとされており、今後予定される新たな地方分権一括法の制定に向け、地方の自主性、自由度がさらに高まる改革となることが望まれる。

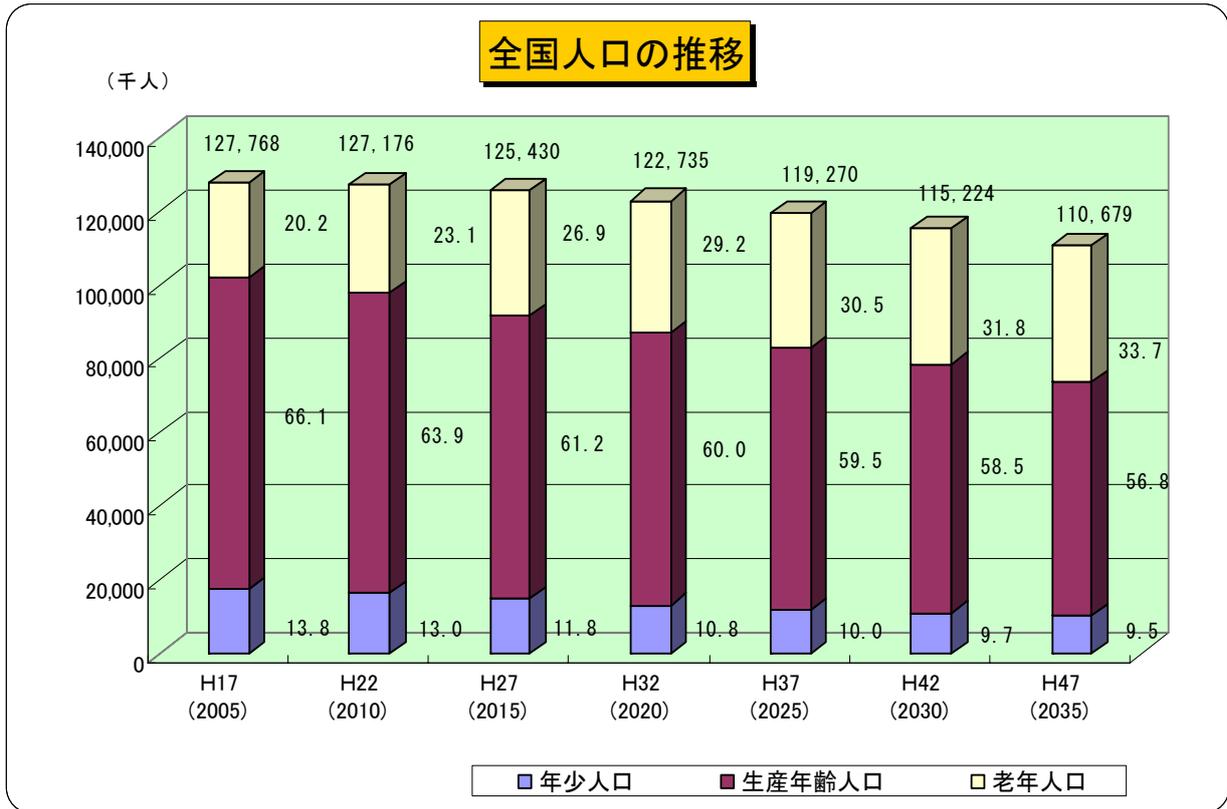
こうした動きに伴い、市町村が果たすべき役割はますます大きくなり、地方行政の中心的な役割を担っていくものと考えられ、地方分権の受け皿として、行政運営の効率化や権限移譲に対応しうる組織となるなど、地方分権型社会に相応しい行財政基盤の強化が求められている。

### (2) 人口減少・少子高齢社会の進行

我が国の総人口は、平成17年では1億2,777万人であったが、平成47年には1億1,068万人まで減少し、平成17年と比較すると13.4%減少するものと推計される。

年齢区分別で見ると、14歳以下の年少人口の割合は、平成17年の13.8%が、平成47年では9.5%と10人に1人を割る一方で、65歳以上の老年人口の割合は、20.2%が33.7%へ増加し、およそ3人に1人が65歳以上という高齢社会が到来するものと見込まれている。

少子化による人口の減少と高齢化の進行は、税収の減少、福祉・医療といった社会保障関係費の増大など市町村財政の負担増に繋がることが想定される。



日本の将来推計人口 (平成 18 年 12 月推計)

(国立社会保障・人口問題研究所)

### (3) 広域的な行政需要の増大

道路、鉄道などの交通網の発達や自動車の普及、電話、インターネット等の情報ネットワークの整備などにより、人々の日常生活や経済活動の範囲は拡大している。これに伴って、市町村の区域を越えた行政需要が増大しており、多様化・広域化する住民ニーズに対応し、例えば、隣接市町村と連携した土地利用の検討、観光施策、地域振興策など、広域的視点での地域づくりが必要となっている。

### (4) 国・地方を通じた厳しい財政状況

国・地方を通じた極めて厳しい財政状況にある中、より一層簡素で効率的な行財政運営が求められている。各自治体はコスト意識を持って事務・事業に取り組むとともに、職員の人件費の削減、事業の見直し等、更なる行政改革の推進と地方分権の受け皿となり得る市町村の行財政基盤の強化が課題となっている。

## 2 長野県における市町村の現況及び将来の見通し

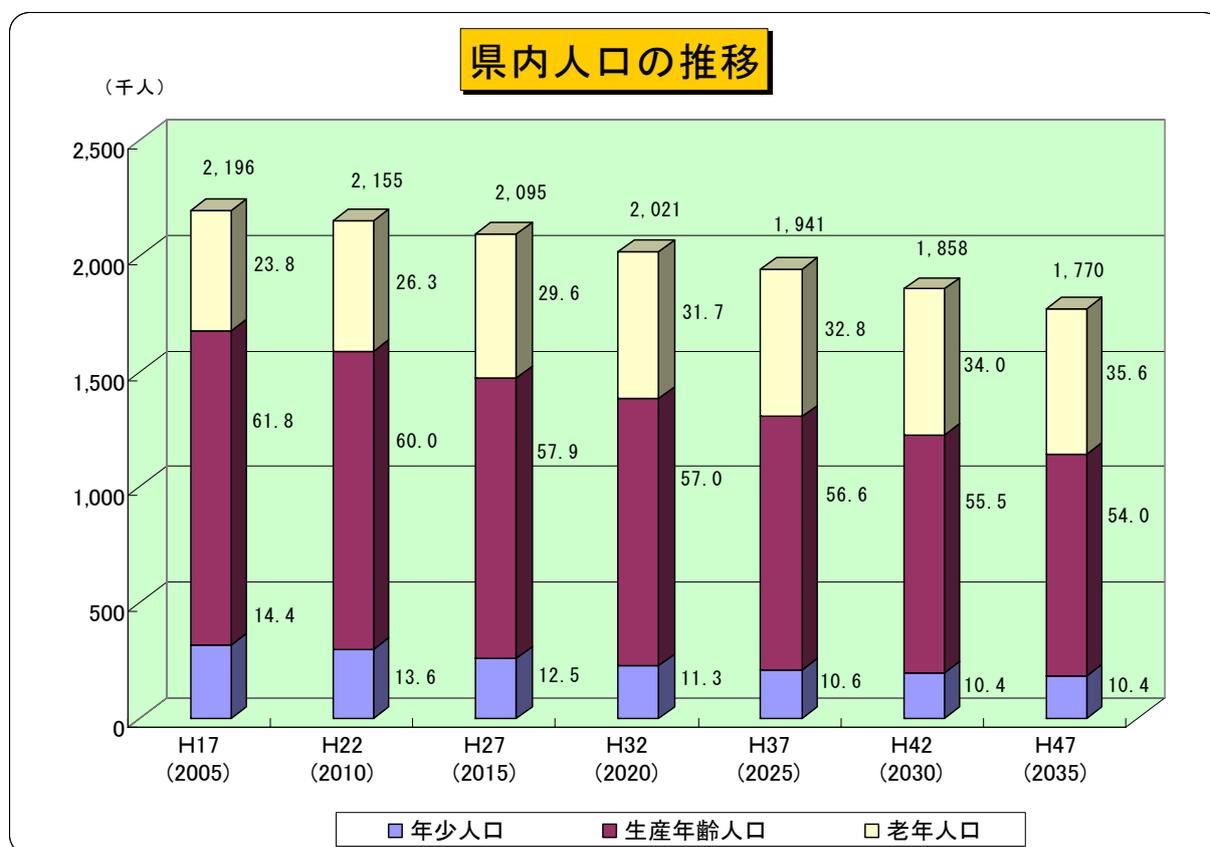
### (1) 人口及び高齢化の今後の見通し

長野県の総人口は、平成17年で219万人、うち年少人口（15歳未満）は、14.4%、生産年齢人口（15歳から64歳）は61.8%、老年人口（65歳以上）は23.8%となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成47年の総人口は177万人とされ、平成17年との比較では20%程度減少する一方、逆に老年人口はおよそ20%の増加となる。全人口に占める老年人口の割合は35.6%（全国：33.7%）となり、本県の高齢化は全国を上回る水準で進んでいくものと予想される。

県内市町村別の推計では、平成17年と平成42年を比較して、10%以上人口が減少する市町村は、52市町村となっている。また平成42年には、老年人口が30%を超える市町村は65市町村となっており、さらに、人口1万人未満のいわゆる小規模町村では46町村中42町村で老年人口が30%を超え、その半数の21町村で40%を超える状況となっている。

人口減少・少子高齢化の進行は、特にこうした小規模町村にとって、行財政運営や地域社会の維持などにおいて、より一層厳しい状況をもたらすものと見込まれる。

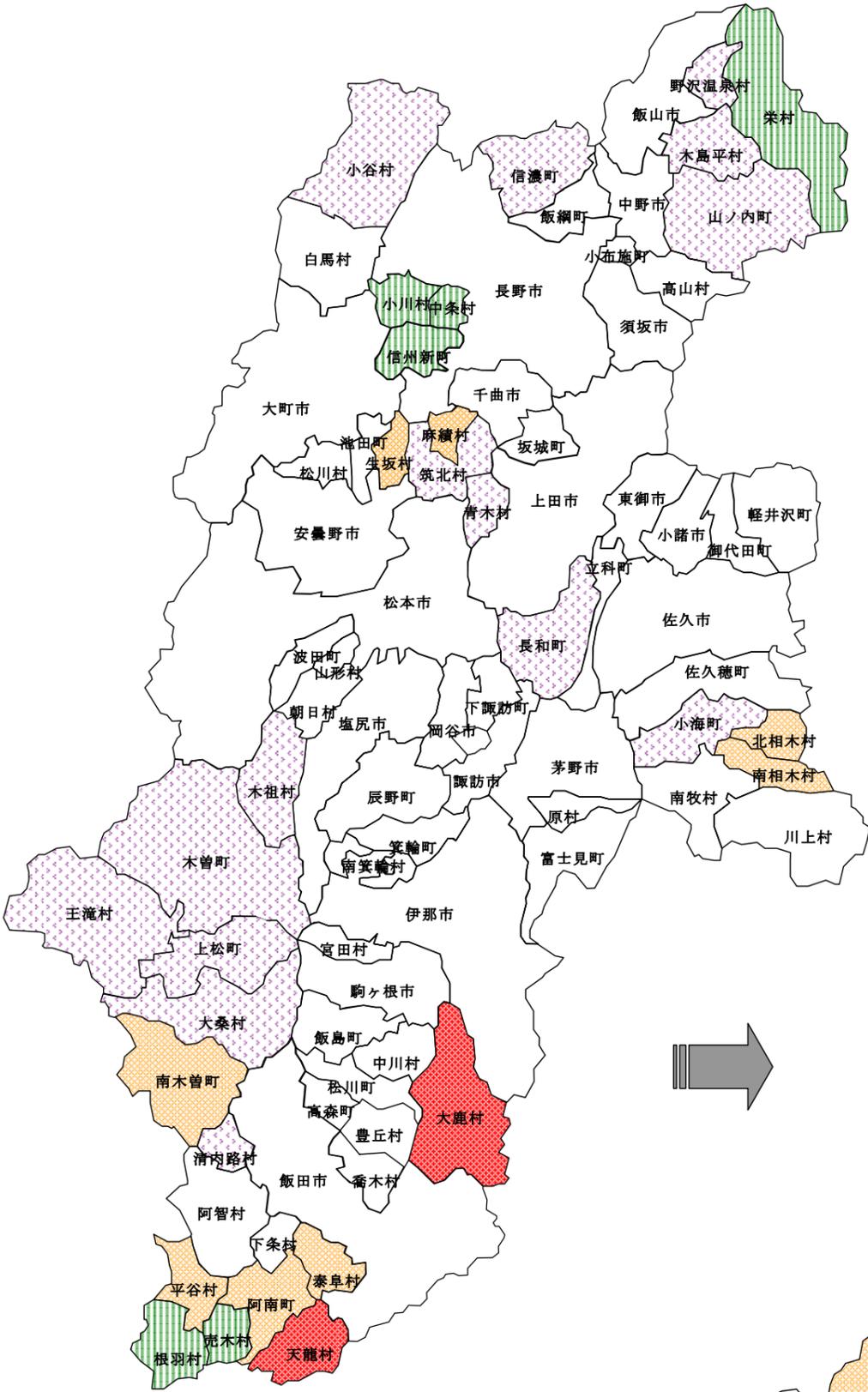


都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）

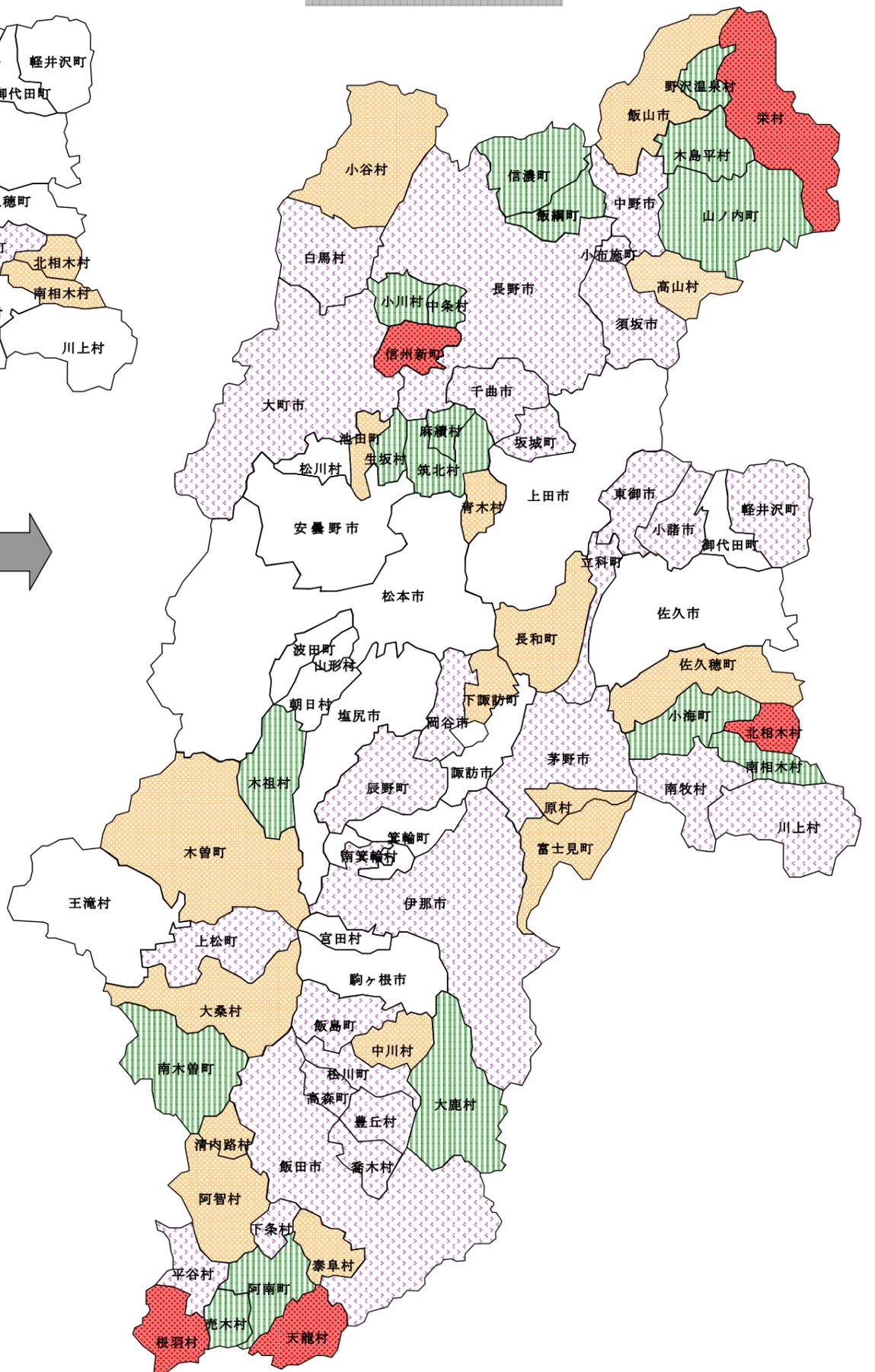
（国立社会保障・人口問題研究所）

# 老年人口割合の推移

H17 老年人口割合



H42 老年人口割合



	: 30%~35%未満
	: 35%~40%未満
	: 40%~45%未満
	: 45%以上

市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）  
（国立社会保障・人口問題研究所）

## (2) 日常生活圏の状況

日常生活圏の状況と市町村事務の共同処理に係る以下の13指標について、直近のデータに基づき調査を行った。さらに個々の指標による結びつきの状況を総括的・客観的に分析するため、クラスター分析\*を行い、県内市町村の一体性・類似性の傾向を把握した。

- クラスター分析：個々の指標を用いて、似ているもの同士を同じグループに分類する手法。クラスターとは集団、群などを意味する。

### I 日常生活圏

指標名	出典資料
通勤圏 I (10%以上)	平成17年 国勢調査
通勤圏 II (20%以上)	平成17年 国勢調査
通学圏 I (10%以上)	平成17年 国勢調査
通学圏 II (30%以上)	平成17年 国勢調査
通院圏 I (10%以上)	平成12年長野県患者調査
通院圏 II (30%以上)	平成12年長野県患者調査
商圏 I (15%以上)	平成18年度長野県商圏調査
商圏 II (30%以上)	平成18年度長野県商圏調査

### II 市町村事務の共同処理区域

(平成19年4月1日現在)

指標名	出典資料
広域連合の設置区域	県市町村課調べ
ごみ処理の区域	県市町村課調べ
し尿処理の区域	県市町村課調べ
消防事務の処理区域	県市町村課調べ
介護認定審査事務の処理区域	県市町村課調べ

交通網の発達や自動車の普及、情報ネットワークの整備などにより、通勤圏、通学圏等の日常生活圏は、市町村の行政区域を越えた圏域が形成されており、またその圏域は拡大している状況にある。その一方で、圏域の拡がりに伴い、周辺の小規模町村においては、公共的施設等が消滅もしくは遠隔化しつつあるといった問題も指摘されている。

こうした点を踏まえ、市町村においては、多様化、複雑化する住民ニーズに対する的確な対応や、市町村の区域を越えた広い視点に立った地域づくりが求められている。

### (3) 行財政運営の状況

平成20年度末における国と地方を合わせた長期債務残高見込みは、約778兆円に達するなど、国と地方は極めて厳しい財政状況にある。こうした中、平成16～18年度の3年間に実施された「三位一体の改革」では、国庫補助金、税源移譲、地方交付税を含めた税財源配分の見直しに係る一体的な改革が行われた。

この結果、地方交付税及び臨時財政対策債の総額は、平成15年度と平成19年度を比較すると、全国ベースで6兆円を超える削減が図られ、本縣市町村分では500億円に及ぶ削減となり、市町村の行財政運営は厳しい状況となっている。特に交付税依存傾向が強い小規模町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている。

地方分権時代を迎え、自らの責任で持続的な地域経営を担っていくためには、行財政改革の計画的かつ着実な推進により、強固な行財政基盤を確立していくことが喫緊の課題となっている。

#### 国及び地方財政の借入金残高の状況



#### 地方交付税と臨時財政対策債の総額

年度		H15	H16	H17	H18	H19
(億円、%)						
全 国		239,389	210,766	201,210	188,145	178,327
対 H15	金額	—	▲28,623	▲38,179	▲51,244	▲61,062
	比率	100	88.0	84.1	78.6	74.5
(百万円、%)						
本縣市町村分		303,931	280,212	277,626	264,607	253,060
対 H15	金額	—	▲23,719	▲26,305	▲39,324	▲50,871
	比率	100	92.2	91.3	87.1	83.3

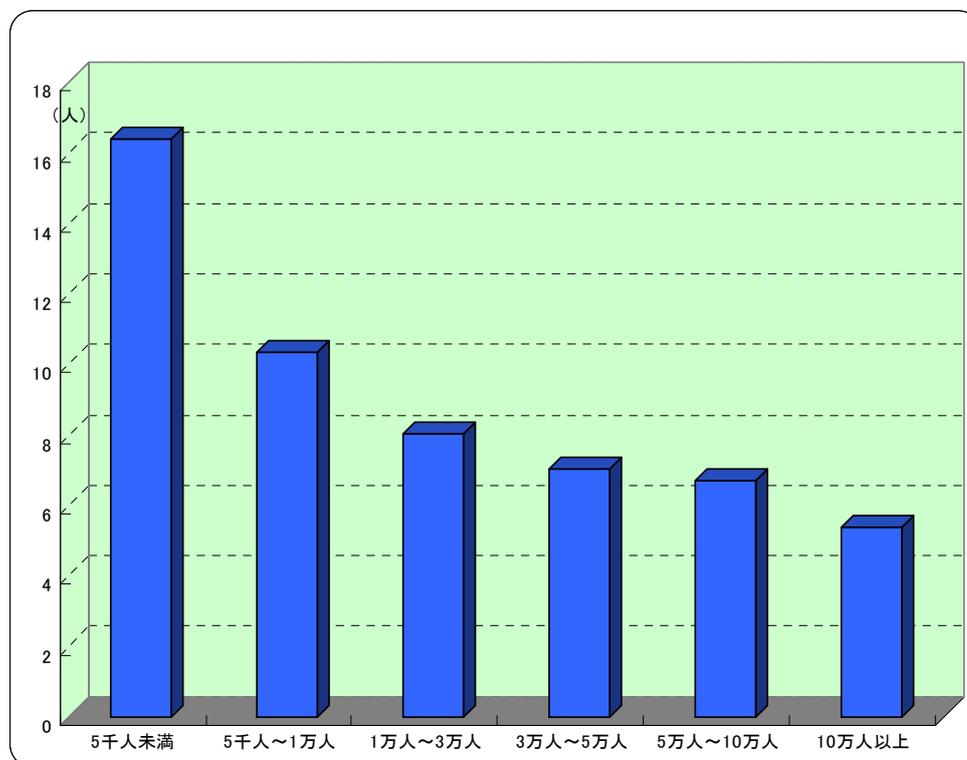
ア 本縣市町村の行政運営の状況

**人口千人当りの一般行政職員数**

人口千人当りの一般行政職員数をみると、人口1万人未満の団体を境に職員数が多くなり、5千人未満の団体の職員数は16.4人と、人口10万人以上の団体の約3倍となっている。人口規模が増えるにつれて人口千人当りの職員数は低下している。

(単位:人)

人口規模	一般行政職員数	人口千人当り職員数
10万人以上	1,131	5.4
5万人～10万人	455	6.7
3万人～5万人	264	7.0
1万人～3万人	123	8.0
5千人～1万人	69	10.4
5千未満	36	16.4



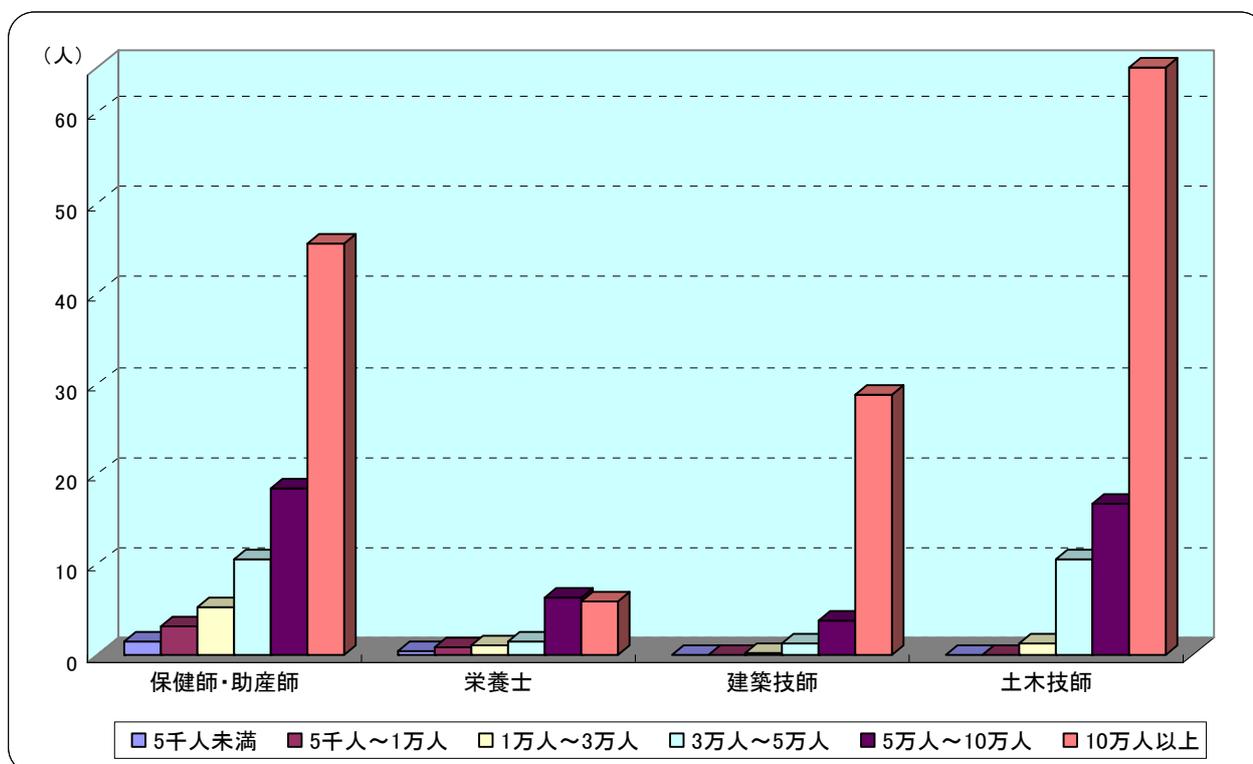
※職員数は、平成19年度定員管理調査（平成19年4月1日現在）における一般行政職員数  
 ※数値は、各人口規模に含まれる団体の一般行政職員数の単純平均値

## 専 門 職 員 の 配 置 状 況

「保健師・助産師」をみると、人口10万人以上では平均45.5人の職員が配置されているが、人口5千人未満の団体では平均1.4人ととどまっている。また人口1万人未満の団体にあつては、栄養士や建築技師など1人に満たない状況にある。人口規模が大きくなるにつれて専門職員が多く配置されている状況にある。

(単位:人)

人口規模	保健師・助産師	栄養士	建築技師	土木技師
10万人以上	45.5	6.0	28.8	69.3
5万人～10万人	18.4	6.3	3.8	16.8
3万人～5万人	10.6	1.4	1.2	10.6
1万人～3万人	5.3	1.1	0.1	1.3
5千人～1万人	3.2	0.8	0.0	0.1
5千人未満	1.4	0.5	0.0	0.0



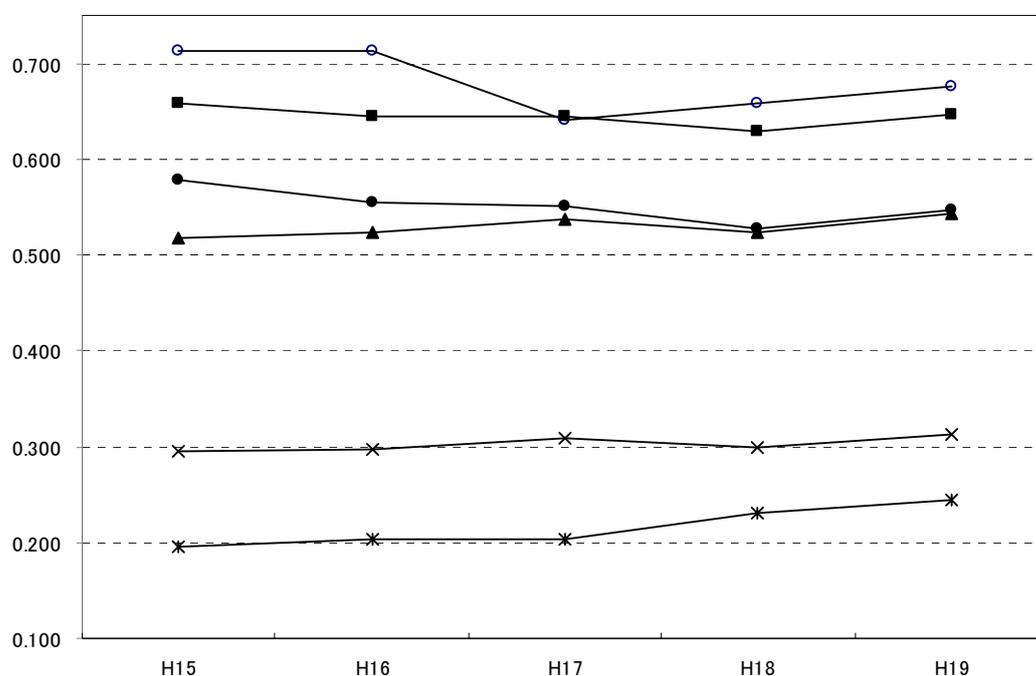
※職員数は、平成19年度定員管理調査（平成19年4月1日現在）における一般行政職員数  
 ※数値は、各人口規模に含まれる団体の職種別職員数の単純平均値

## イ 本縣市町村の財政運営の状況

### 財 政 力 指 数

財政力指数が小さいほど地方税などの自主財源の割合が低く、交付税への依存度が高いということになるが、下表をみると1万人未満の団体と1万人以上の団体との間に大きな差が現れている。(なお、5千人未満の団体が、H17からH18にかけて上向き傾向となっているが、これは、主に財政力指数の小さい小規模団体が合併を選択し規模の大きな団体となったことによるものである。)

人口規模	H15	H16	H17	H18	H19
10万人以上	0.713	0.713	0.641	0.658	0.675
5万人～10万人	0.659	0.644	0.644	0.629	0.647
3万人～5万人	0.578	0.555	0.550	0.528	0.548
1万人～3万人	0.518	0.523	0.538	0.523	0.542
5千人～1万人	0.295	0.298	0.308	0.299	0.313
5千人未満	0.195	0.203	0.204	0.232	0.244



○ 10万人以上 ■ 5万人～10万人 ● 3万人～5万人 ▲ 1万人～3万人 × 5千人～1万人 \* 5千人未満

#### 財政力指数

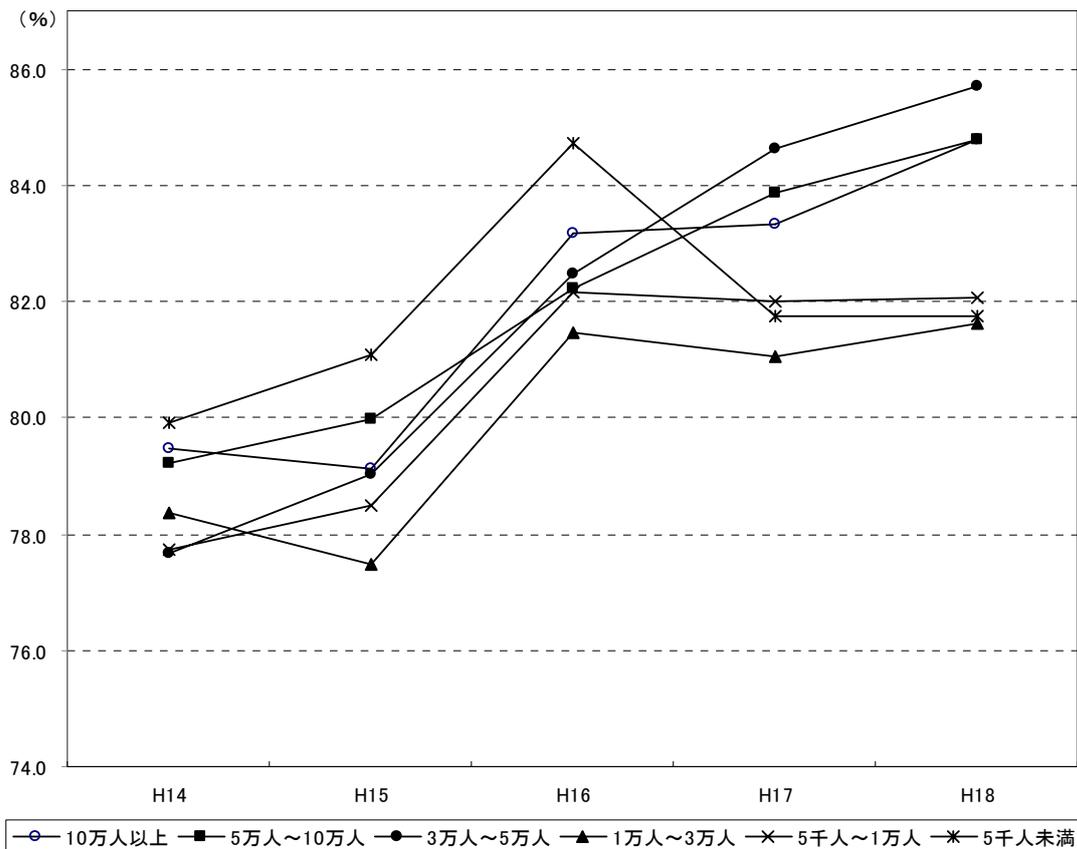
基準財政収入額（標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定した額）を、基準財政需要額（合理的、かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要を一定の方法で算定した額）で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値。地方公共団体の財政力を示す指数。

## 経常収支比率

経常収支比率が高くなると、緊急・臨時に必要となる事業や投資的経費などに充当できる財源の余裕が少なくなり、弾力的な財政運営は困難となる。全体として上昇傾向にあり財政の硬直化が懸念されている。(なお、H17及びH18における5千人未満の団体の数値が低くなっているのは、前述した財政力指数と同様、主に合併による影響である。)

(単位: %)

人口規模	H14	H15	H16	H17	H18
10万人以上	79.5	79.1	83.2	83.3	84.8
5万人～10万人	79.2	80.0	82.2	83.9	84.8
3万人～5万人	77.7	79.0	82.5	84.6	85.7
1万人～3万人	78.4	77.5	81.5	81.1	81.6
5千人～1万人	77.7	78.5	82.2	82.0	82.1
5千人未満	79.9	81.1	84.7	81.8	81.8



### 経常収支比率

決算ベースにおける経常一般財源（経常的に毎年収入される財源のうち、用途が特定されず自由に使える収入）総額に占める経常経費に充てた一般財源の割合。

財政構造の弾力性を測定する比率。

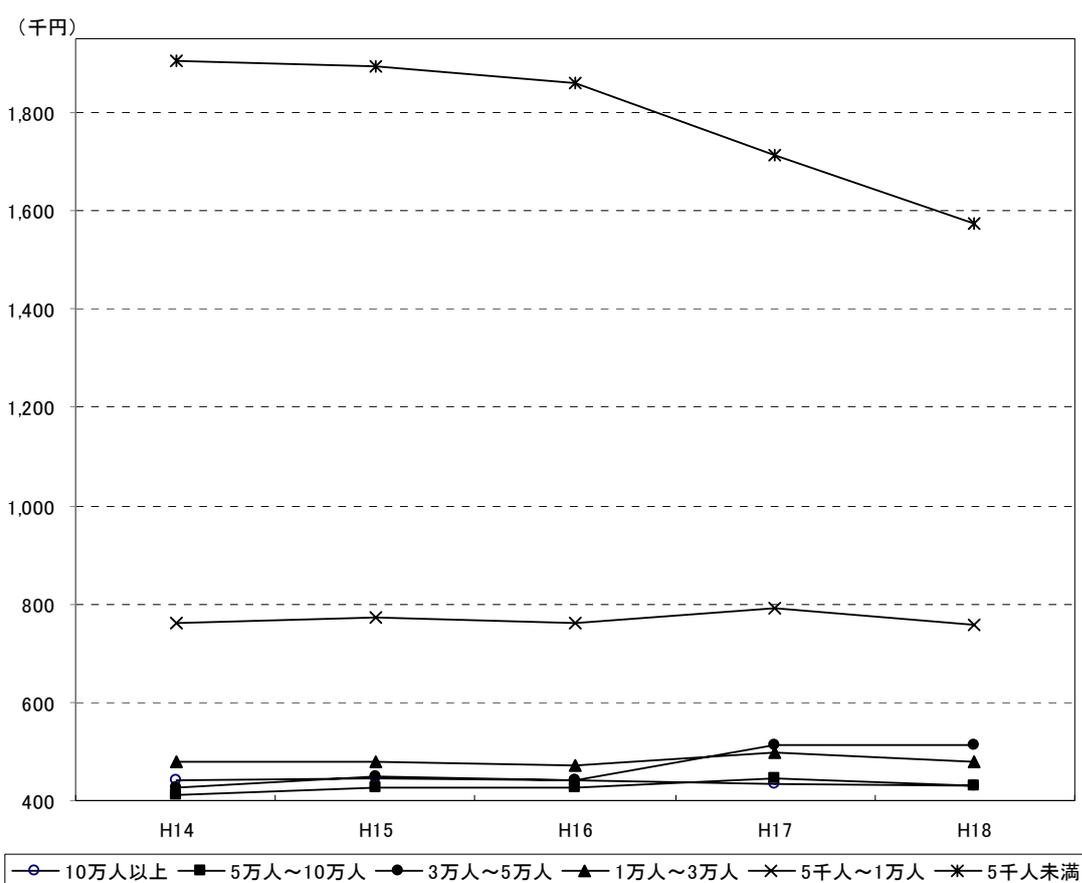
※市では80%、町村は75%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

## 住民一人当たり地方債残高

市町村が資金調達のために行なった借入金の残高を住民一人当りに換算すると、人口規模が1万人以上の団体では、それほど大きな差はみられないが、1万人未満の団体、特に5千人未満の団体では非常に高い水準となっている。

(単位:千円)

人口規模	H14	H15	H16	H17	H18
10万人以上	442.0	446.6	442.8	435.0	430.4
5万人～10万人	412.0	424.5	427.0	446.2	431.7
3万人～5万人	428.2	448.7	442.3	514.6	511.5
1万人～3万人	478.0	478.4	469.7	497.2	478.9
5千人～1万人	761.2	770.7	761.2	790.3	755.6
5千人未満	1,905.2	1,894.4	1,858.9	1,713.7	1,572.5



### 住民一人当たり地方債残高

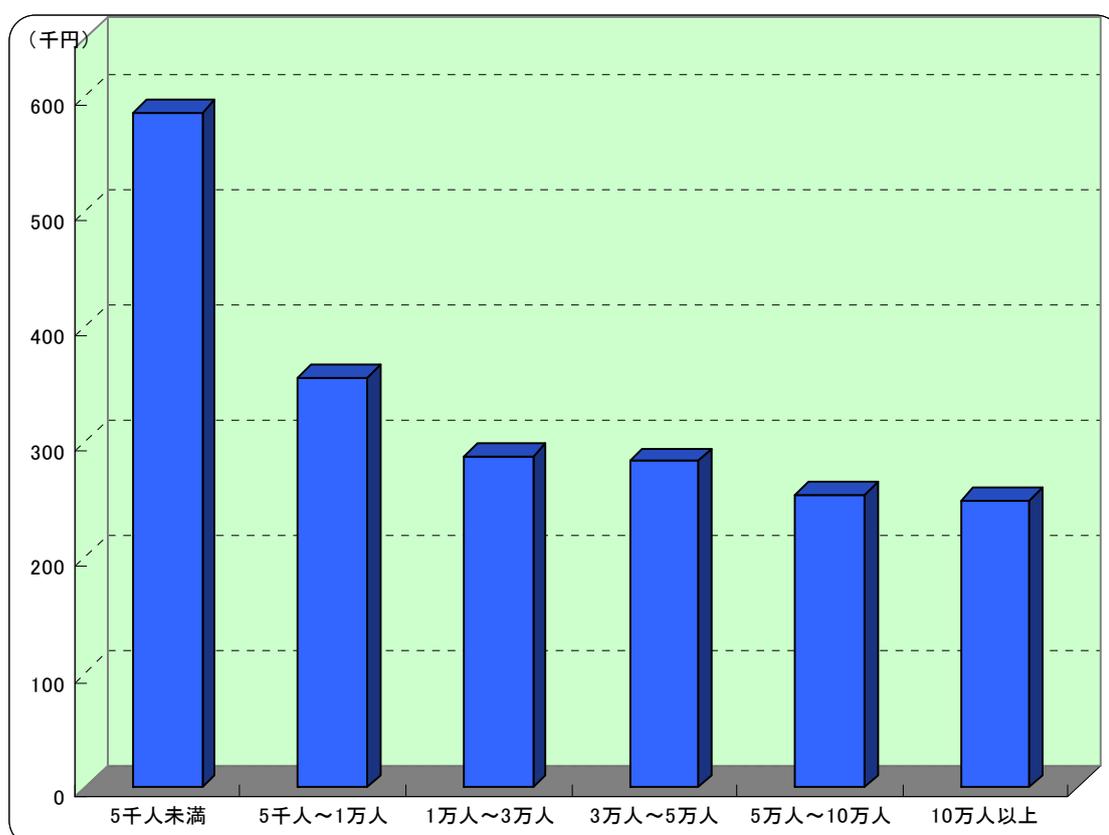
地方公共団体が資金調達のために行う長期借入金（借金）の残高を、住民一人当りに換算。

## 住民一人当りの消費的行政経費

消費的経費は、道路建設などの投資的な経費以外の行政経費で、人件費や扶助費、維持補修費など削減が困難な経費である。人口規模が1万人以上の団体では、それほど大きな差はみられないが、1万人未満の団体、特に5千人未満の団体では高い水準となっている。

(単位:千円)

人口規模	住民一人当り消費的行政経費
10万人以上	248.7
5万人～10万人	253.8
3万人～5万人	283.3
1万人～3万人	287.1
5千人～1万人	355.3
5千人未満	586.4



※消費的行政経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、投資及び出資金、貸付金、繰出金）は平成18年度「地方財政状況調査」による。

※数値は、各人口規模に含まれる団体の消費的行政経費の単純平均値。